

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行う件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票事務を選挙会の事務に併せて行う件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めた件
- いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十二号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙及びいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 福島県知事選挙
- 二 いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙

福島県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項第三号の規定に基づきいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙の期日 平成二十六年十月二十六日
- 二 選挙すべき議員の数 一人

福島県選挙管理委員会告示第六十四号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙長
いわき市四倉町細谷字大江下三十番地 小松 英昭
- 二 選挙長の職務を代理すべき者
いわき市平下神谷字東大苗代百十六番地 坂本 新一

福島県選挙管理委員会告示第六十五号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙長の事務を取り扱う場所
いわき市平字堂根町四番地の八
いわき市選挙管理委員会
- 二 立候補の届出を受理する場所
いわき市平字梅本十五番地
福島県いわき合同庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

- 一 届出の種類
 - 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所
いわき市平字堂根町四番地の八 いわき市選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

- 一 場所 いわき市平下荒川字南作百番地 いわき市立総合体育館
委員長 菊地俊彦
- 二 日時 平成二十六年十月二十六日午後八時

福島県選挙管理委員会告示第六十九号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

- 一 日時 平成二十六年十月十六日午後六時
- 二 場所 いわき市平字梅本十五番地 福島県いわき合同庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十号

平成二十六年十月二十六日執行のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。
平成二十六年十月十六日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

掲示開始日 平成二十六年十月十六日